

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づく特別障害者手当資格喪失処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和元年10月3日付けで行った特別障害者手当資格喪失処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものと解される。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

請求金額を減額させた81,600円（27,200円×3ヶ月）の支払にすべき。再受給がすでに遅れているが、受給資格の再取得手続きが更に遅れることのないように。受給できるものは遅滞なく受給できること。

9月20日、事実の報告を受けた日では、受給資格を再開させ、再受給を始めるのには手遅れのタイミングであり、むしろ不利益を被むる事になってしまっているから。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年 9月29日	諮問
令和2年12月22日	審議（第50回第1部会）
令和3年 1月21日	審議（第51回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令の定め

- (1) 法2条3項は、「特別障害者」とは、20歳以上であって、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者をいうとしている。

そして、法26条の2は、市長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、特別障害者手当を支給するものとし、ただし、その者が同条各号のいずれかに該当するときはこの限りでないとして、3号として、病院又は診療所（障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に類する施設で厚生労働省令で定めるものを除く。以下同じ。）に継続して3月を超えて入院するに至ったときを挙げている。

- (2) 法26条の5において準用する法5条の2は、手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わるとしており、同じく法26条の5において準用する法1

9条は、特別障害者手当の支給要件に該当する者は、特別障害者手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、市長の認定を受けなければならないとしている。

また、省令16条において準用する省令9条は、特別障害者手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）は、支給要件に該当しなくなったときは、速やかに、支給要件に該当しなくなった理由等を記載した届書を市長に提出しなければならないとし、同じく省令16条において準用する省令11条は、市長は、受給者の受給資格が消滅したときは、その者に、文書でその旨を通知しなければならないとしている。

- 2 これを本件についてみると、請求人は、〇〇病院に平成30年10月26日から入院した後、帰宅せずに同年11月9日に本件病院に転院し、以後も自宅に戻ることなく入院生活を継続し、平成31年1月27日には、3か月を超えて入院するに至ったものと認められることから、請求人は、法26条の2第3号の規定に基づき、特別障害者手当の支給要件に該当しなくなったものと認められる。

そして、処分庁は、請求人から省令16条において準用する省令9条の規定に基づく喪失届を受領した上で、請求人の特別障害者手当に係る受給資格が平成31年1月27日に消滅したものと認定し、本件処分を行ったことが認められる。

したがって、本件処分は、上記1の法令の定めるところに従い、適正になされたものと認められ、違法又は不当な点を認めることはできない。

- 3 なお、請求人は、処分庁から特別障害者手当の再認定を受けているところ、同手当再受給の遅れについても述べていることから、以下、念のためこの点についても触れておくこととする。

省令9条において受給者は、支給要件に該当しなくなったときは、速やかに、支給要件に該当しなくなった理由等を記載した届書を市

長に提出しなければならないとされているところ、本件において、処分庁は、請求人に対し、受給前の問合せ時に「障害児福祉手当・特別障害者手当について」と題した文書を、支給認定時に「障害児福祉手当・特別障害者手当のお知らせ」と題した文書を、現況届送付時に「特別障害者手当現況届の提出について」と題した文書をそれぞれ送付し、支給要件について通知するとともに、病院又は診療所に継続して3月を超えて入院するに至ったときには届出が必要なことを周知していることが認められる。それにもかかわらず、請求人が、これらの届出をしなかったことにより、処分庁において資格喪失に係る事実の把握が遅れ、結果として再受給の請求手続が遅れたことになったものと認められる。かつ、事実認定によれば、請求人が本件病院を退院したのは平成31年4月22日であり、入院中に請求人がこれらの届出ができなかったことにつき特段の事情・主張はない。

よって、この点についての、請求人の主張には理由がないというほかない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹